

令和2年4月8日 各会派代表者会議
(令和2年5月 1日改定 コロナ調整会議)
(令和2年5月 7日改定 コロナ調整会議)
(令和2年5月22日改定 コロナ調整会議)
(令和2年5月29日改定 コロナ調整会議)
(令和2年6月19日改定 コロナ調整会議)
(令和2年8月7日改定 各会派代表者会議)
(令和2年9月16日改定 コロナ調整会議)
(令和3年2月 5日改定 コロナ調整会議)

新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止、経済再生・雇用の維持等について、議会が一体となってその役割を最大限に発揮し、迅速かつ的確な対応をする必要があることから、引き続き当面の間、下記事項を各会派並びに議員各位にお願いする。

記

1 議員の健康確保

- (1) マスク着用等咳エチケット、手洗い消毒の徹底
- (2) 会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）
- (3) 健康情報の報告
発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合（無症状であっても濃厚接触者とみなされた場合を含む）は、自宅で療養し、議員→各会派幹事長等→議長（事務局）へ報告すること。
- (4) 感染が疑われる場合、濃厚接触者が特定されるまでの間、次に記載の者については出席の自粛を求める
 - ・感染者と長時間の接触があった者
 - ・感染者と手で触れることのできる距離（目安1メートル）で、必要な感染予防策なしで15分以上の接触があった者

2 情報等の一元化

- (1) 情報収集のあり方
 - ① クラウドメールの活用
 - ② 代表者会議への報告
 - ③ 必要に応じた常任委員会への報告
- (2) 当局への要望・確認のあり方
 - ① 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。
 - ② ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。

3 各会派代表者会議（新型コロナウイルス感染症対策調整会議）の開催

新型コロナウイルス感染症への議会対応についての調整会議として各会派代表者会議を開催する。

- (1) 開催
 - ① 会議は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。
- (2) 議題
 - ① 当局から報告の必要があるとの申出があるとき、もしくは議会が当局からの報告が必要と考えるとき
 - ② 本会議、常任委員会、その他の会議のあり方について検討の必要があるとき
 - ③ 議会として国への要望等対応が必要と考えられるとき

4 議員が感染した場合の対応

- (1) 議員が感染した場合、議員氏名を公表する。
- (2) 議員が、上記(1)の議員の濃厚接触者であると特定された場合、会派名及び人数を公表する（氏名は公表しない。）。ただし、公表により議員名が特定される場合は、個人情報保護の観点から、当該議員の同意を得た上で行う。
- (3) 本会議等の対応については、令和3年2月5日のコロナ調整会議で確認した内容による。